　変更後　店舗の業務を行う体制の概要 等 　別紙[２]－１

様式(I－2)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 許可番号 | | |  | 店舗の名称 | |  | | 記入年月日 | |  |
| 要指導医薬品を販売しない開店時間  有であれば要指導医薬品陳列区画の閉鎖設備が必要です→ | | | | | | □　要指導医薬品の販売はしない | | | | |
| □　開店時間中は常に要指導医薬品を販売する | | | | |
| □　要指導医薬品を販売しない開店時間が有る | | | | |
| 第１類医薬品を販売しない開店時間  有であれば第１類医薬品陳列区画の閉鎖設備が必要です→ | | | | | | □　第１類医薬品の販売はしない | | | | |
| □　開店時間中は常に第１類医薬品を販売する | | | | |
| □　第１類医薬品を販売しない開店時間が有る | | | | |
| 第１類医薬品以外の一般用医薬品（指定第２類医薬品・第２類医薬品・第３類医薬品）を販売しない開店時間  有であれば医薬品陳列場所の閉鎖設備が必要です→ | | | | | | □　第１類医薬品以外の一般用医薬品の販売はしない | | | | |
| □ 開店時間中は常に第１類医薬品以外の一般用医薬品を販売する | | | | |
| □ 第１類医薬品以外の一般用医薬品を販売しない開店時間が有る | | | | |
| 特定販売のみを行う営業時間  有であれば監視を行うための設備が必要です→ | | | | | | □　特定販売はしない | | | | |
| □　特定販売は開店時間中に行う | | | | |
| □　開店時間外に特定販売のみを行う営業時間が有る | | | | |
| 通常の営業日及び営業時間 |  | | | | 営業日 | | 営業(開店)時間  （例）８：００～２１：００ | | 週当たりの時間数 | |
| 実店舗による販売 | ①　店舗の営業日と開店時間 | | |  | |  | | 時間　　分 | |
| ②　第１類医薬品以外の一般用医薬品（指定第２類医薬品・第２類医薬品・第３類医薬品）を販売する営業日と開店時間 | | |  | |  | | 時間　　分 | |
| ③　要指導医薬品・第１類　医薬品を販売する営業日と開店時間 | | |  | |  | | 時間　　分 | |
| 特定販売 | ④　特定販売を行う営業日と営業時間 | | |  | |  | | 時間　　分 | |
| ⑤　開店時間外に特定販売　のみを行う営業日と営業時間 | | |  | |  | | 時間　　分 | |
| ⑥　上記⑤のうち第１類医薬品を販売する営業日と営業時間 | | |  | |  | | 時間　　分 | |
| ⑦ 施設の営業日と営業時間  ※ 大型ショッピングセンター等  の施設内に店舗を設ける場合  のみ記入 | | | |  | |  | | 時間　　分 | |

※別紙[２]－１において販売とは販売又は授与のことをいう。

　変更後　店舗の業務を行う体制の概要 等別紙[２]－２

様式(I－2)

|  |  |
| --- | --- |
| 体制省令に基づく措置等について | |
| 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内における相談があった場合の情報提供及び指導を行うための体制の有無 | 有　・　無 |
| 要指導医薬品等の適正販売等を確保するための指針の策定の有無 | 有　・　無 |
| 従事者に対する研修の実施体制の有無（特定販売を行う店舗にあっては、特定販売に関する研修を含む。） | 有　・　無 |
| 従事者から店舗販売業者への事故報告の体制の整備の有無 | 有　・　無 |
| 要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書の有無 | 有　・　無 |
| 要指導医薬品等の適正販売等のための情報の収集その他要指導医薬品等の適正販売等の確保を目的とした改善のための方策の有無 | 有　・　無 |